

(証券コード 7615)
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
京都きもの友禅 株式会社
代表取締役社長 服 部 雅 親

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」

（会場・開始時刻が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyotokimonoyuzen.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyotokimonoyuzen.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〈当日ご出席の株主様へのお願い〉

- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyotokimonoyuzen.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
- ◎代理人によるご出席の場合は、当社定款に従い、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第 49 期 事 業 報 告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦等による世界経済の不安定化や消費税率の引き上げに伴う個人消費の停滞など、先行き不透明な状況が続いてきましたが、今年に入ってからは更に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、国内消費も広く抑制されるなど、経済・社会活動は停滞しており、景気の減速懸念は一層高まる状況となりました。

また、呉服業界におきましても、依然として根強い消費者の節約志向に加え、新型コロナウイルスの感染拡大で急速に消費マインドが冷え込むなど極めて厳しい状況にあるものと考えられます。

このような環境の中、当社グループでは商品政策や広告施策を見直すとともに、新形態の催事を実施するなど、積極的な営業活動を実施してまいりました。当社グループにおける各事業部門別の状況は次のとおりであります。

〔和装関連事業〕

〔振袖〕販売およびレンタルについては、2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が集客にマイナスの影響を及ぼしたものの、広告プロモーションの増強により来店者数が夏の繁忙期を中心に増加し、平均単価の上昇にも繋がったため、受注高は前年同期比7.0%増となりました。また、既存顧客を対象とした「一般呉服」等の受注高についても、2月以降については新型コロナウイルスの感染拡大の影響がありましたが、受注高は前年同期比16.4%増となりました。

以上により、和装関連事業の受注高は、前年同期比12.1%増の9,930百万円となりました。また売上高（出荷高）については、15.0%増の10,186百万円となりました。

利益面においては、売上総利益率は前年同期と比べ0.7ポイント低下し61.8%となりました。販売費及び一般管理費については、広告プロモーションの強化に伴い広告費が増加したものの、その効果で売上高が増加したことにより、前年同期に比べ、売上高に対する販売費及び一般管理費率は、8.2ポイント改善いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を受けたことで第4四半期の売上高が伸び悩んだことで、和装関連事業の営業損失は616百万円（前年同期は営業損失1,199百万円）となりました。

〔金融サービス事業〕

金融サービス事業については、売上高は前年同期比14.7%減の327百万円、営業利益は14.3%減の237百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高においては前年同期比13.8%増の10,514百万円、営業損失は377百万円（前年同期は営業損失923百万円）、経常損失は269百万円（同 経常損失812百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は420百万円（同 親会社株主に帰属する当期純損失818百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は141百万円で、その主なものは当社の店舗移転出店に伴う内部造作等設備であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と総額6,000百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は250百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「振袖」販売から繋がった既存顧客に対して、「一般呉服」を販売するというビジネスモデルを基軸として営業活動を行っております。近年、当社認知度の低下を主要因として「振袖」の来店客数および受注高が大きく減少してきているため、消費者の当社に対する認知度を上昇させ、市場シェアを上げていくことが業績回復へ向けての課題となっております。

市場環境においては、呉服小売市場の縮小により競争が激化しており、また、有効求人倍率が高い水準で推移するなど、人材確保の面にも影響を及ぼしております。今後は「振袖」の売上回復を優先課題と考え、以下の事項について取り組んでまいります。

① 適切な広告プロモーション活動による認知度及び企業イメージ向上

現状、当社認知度の低下により振袖販売における来店客数が減少しているため、DM、CM、WEB等の多様な媒体において広告増強を図り、より効果的なメディアミックスの確立による広告宣伝効果の向上を目指してまいります。

当社認知度及び企業イメージの向上に繋げ、来店客数の回復及び収益力の強化を図ってまいります。

② 商品構成、サービス特典の改善

振袖・一般呉服販売ともに、お客様のニーズや期待を上回るご提案ができるよう、商品構成、催事企画、サービス特典等のあり方について継続的な改善に努めてまいります。

また、各販売チャンネルにおける費用対効果についても細かく検証し、経費の見直し・削減を通じた収益性の向上に努めてまいります。

③ 人材の確保、育成

振袖・一般呉服販売ともに、高度な販売ノウハウ・接客技術・商品知識が必要となります。社員の教育及び研修の充実化を図り、成約率や平均単価の改善に努めてまいります。また、社員の定着率向上が販売力全体のレベルアップにも繋がるものと考え、採用時のミスマッチ低減や、採用後の教育・サポート体制についても改善を図り、定着率向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第 46 期 | 第 47 期 | 第 48 期 | 第 49 期 |
|---|-----|------------|------------|------------|-------------------------|
| | | 2017年 3 月期 | 2018年 3 月期 | 2019年 3 月期 | (当連結会計年度) 2020年 3 月期 |
| 売 上 高 (千円) | | 12,130,324 | 10,545,625 | 9,240,762 | 10,514,143 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | | 762,317 | 151,369 | △812,251 | △269,652 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | | 450,164 | 37,701 | △818,953 | △420,255 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | | 37.69 | 3.16 | △68.57 | △35.13 |
| 総 資 産 (千円) | | 15,565,235 | 14,279,822 | 12,841,060 | 12,173,406 |
| 純 資 産 (千円) | | 7,495,659 | 7,026,032 | 5,908,968 | 5,342,176 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | | 627.64 | 588.32 | 494.79 | 446.12 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 売上高は消費税等を抜いて表示しております。
4. 第49期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第 46 期 | 第 47 期 | 第 48 期 | 第 49 期 |
|--------------------------------|-----|------------|------------|------------|--------------------|
| | | 2017年 3 月期 | 2018年 3 月期 | 2019年 3 月期 | (当期) 2020年 3 月期 |
| 売 上 高 (千円) | | 12,194,515 | 10,605,832 | 9,293,751 | 10,566,591 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | | 715,922 | 122,766 | △837,032 | △151,268 |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | | 419,573 | 18,983 | △836,020 | △289,455 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | | 35.13 | 1.59 | △70.00 | △24.20 |
| 総 資 産 (千円) | | 10,764,447 | 9,597,826 | 8,246,030 | 7,870,983 |
| 純 資 産 (千円) | | 6,933,268 | 6,445,690 | 5,311,581 | 4,896,869 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | | 580.55 | 539.73 | 444.77 | 408.93 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数で各々除し、円単位で表示し銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
3. 売上高は消費税等を抜いて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-----------|--------|----------|
| 株式会社京都きもの友禅友の会 | 100,000千円 | 100.0% | 前払式特定取引業 |

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当企業集団は、当社、連結子会社株式会社京都きもの友禅友の会により構成されており、和装関連事業を主たる事業としております。

(当 社)

- ・ 京都きもの友禅株式会社

当社は、振袖等を中心とした呉服販売を主とし、それに関連する宝飾品等の販売及び呉服等のレンタルを行い、全国チェーン展開による小売業を営んでおります。また、当社の顧客等に対して販売代金等の割賦販売業務を行っております。

(連結子会社)

- ・ 株式会社京都きもの友禅友の会

割賦販売法に基づき会員積立業務を営む前払式特定取引業者であり、入会会員には毎月一定額を積み立てて頂く「お買物カード」を発行し、積立金利用の際には積立金額にボーナス分をプラスすることによって、当社の販売促進の助成（呉服販売の取次ぎ－割賦販売法第2条第5項）を行っております。

| 区 分 | 主 要 な 事 業 |
|-----------------|-----------------------|
| 和 装 関 連 事 業 | 呉服を主とし、それに関連する宝飾品等の販売 |
| 金 融 サ ー ビ ス 事 業 | 割賦販売業務 |

(8) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

- ① 当社本社 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号
- ② 店 舗

| 地 方 別 | 店舗数 | 都 道 府 県 別 |
|-------|-----|---|
| 北 海 道 | 1 | 北海道1店 |
| 東 北 | 3 | 宮城県1店、福島県1店、岩手県1店 |
| 関 東 | 22 | 栃木県1店、茨城県1店、埼玉県4店、千葉県4店、東京都8店、神奈川県4店 |
| 中 部 | 11 | 新潟県1店、富山県1店、石川県1店、静岡県3店、愛知県2店、三重県1店、岐阜県1店、長野県1店 |
| 近 畿 | 5 | 京都府1店、大阪府2店、兵庫県2店 |
| 中 国 | 2 | 岡山県1店、広島県1店 |
| 四 国 | 1 | 香川県1店 |
| 九 州 | 4 | 福岡県3店、熊本県1店 |
| 合 計 | 49 | |

(9) 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|--------|---------|---------|---------|--------|
| 男 子 | 113名 | (+) 4 名 | 38.9歳 | 11.5年 |
| 女 子 | 462 | (±) 0 | 45.8 | 9.5 |
| 合計又は平均 | 575 | (+) 4 | 44.5 | 9.9 |

(注) 上記には定時社員5名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 150,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 100,000 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 服 部 雅 親 | マーケティング本部長 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長 |
| 専務取締役 | 粕 谷 進 一 | 経営管理本部長 (株)渡辺製麺代表取締役社長 |
| 常務取締役 | 橋 本 和 之 | 営業本部長 (株)京都きもの友禅友の会取締役 |
| 常務取締役 | 山 田 重 樹 | 事業開発本部長兼事業改革部長 (株)京都きもの友禅友の会取締役 |
| 取 締 役 | 橋 本 泰 | 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員 |
| 取 締 役 | 関 守 夫 | |
| 取 締 役 | 齊 藤 直 人 | |
| 常勤監査役 | 有 川 勉 | 公認会計士 (株)京都きもの友禅友の会監査役 (株)コア社外取締役（監査等委員） |
| 監 査 役 | 岩 片 古志郎 | 税理士 |
| 監 査 役 | 辻 友 崇 | 公認会計士 |

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって取締役 桑田健作氏及び三原崇功氏は、退任いたしました。
2. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって監査役 高村菊男氏は、退任いたしました。
3. 2019年6月27日をもって監査役 市川琢也氏は、辞任いたしました。
4. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会において、取締役 服部雅親氏、橋本和之氏、橋本泰氏及び関守夫氏の改選を行い、同日就任いたしました。
5. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会において、山田重樹氏、粕谷進一氏及び齊藤直人氏は取締役役に選任され、同日就任いたしました。
6. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会において、有川勉氏及び辻友崇氏は監査役に選任され、同日就任いたしました。
7. 取締役 橋本泰氏、関守夫氏及び齊藤直人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
8. 監査役 有川勉氏、岩片古志郎氏及び辻友崇氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
9. 取締役 橋本泰氏、関守夫氏及び齊藤直人氏ならびに監査役 有川勉氏、岩片古志郎氏及び辻友崇氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

10. 監査役 有川勉氏及び辻友崇氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 監査役 岩片古志郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 取 締 役 (社外取締役を除く) | | 社外取締役 | | 監 査 役 (社外監査役を除く) | | 社外監査役 | | 計 | |
|----------------------|---------------------|----------|----------|----------|---------------------|---------|----------|---------|----------|----------|
| | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 | 支給 人員 | 支給額 |
| 定款又は株主総会 決議に基づく報酬 | 5名 | 44,078千円 | 4名 | 11,235千円 | 1名 | 1,599千円 | 4名 | 8,040千円 | 14名 | 64,952千円 |
| 計 | 5名 | 44,078千円 | 4名 | 11,235千円 | 1名 | 1,599千円 | 4名 | 8,040千円 | 14名 | 64,952千円 |

- (注) 1. 上記支給額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、2,210千円を含んでおります。
2. 1993年7月15日定時株主総会の決議による取締役への報酬限度年額は250,000千円であります。
3. 1996年6月27日定時株主総会の決議による監査役への報酬限度年額は40,000千円であります。
4. 上記支給額その他、従業員兼務取締役の従業員給与相当額（賞与を含む。）4,293千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役橋本泰氏は、合同会社ブリッジパートナーズの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役有川勉氏は、当社の子会社である(株)京都きもの友禅友の会の監査役を兼任しております。また、(株)コアの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 橋本泰

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 関守夫

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 齊藤直人

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち10回に出席し、議案審議

等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 有川勉

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち13回に出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した10回の監査役会のうち10回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 岩片古志郎

当事業年度中の在任期間に開催した16回の取締役会のうち16回に出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した12回の監査役会のうち12回に出席し、税理士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 辻友崇

当事業年度中の在任期間に開催した13回の取締役会のうち13回に出席し、また、当事業年度中の在任期間に開催した10回の監査役会のうち10回に出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 25,000千円 |
| 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画や監査の実施状況等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における構成員の業務計画・経過報告・業務報告等はすべてその資料とともに議事録として保管しております。

② 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

経営の政策決定に伴う将来的な損失の発生については、政策決定の前段階にて想定できる事項は考慮した上で意思決定を行うこととしております。

社内外で発生する緊急事態に対しては、すみやかに対応責任者となる取締役を定めることとし、損害を未然に防止し、または、最小限にとどめられるよう対処してまいります。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営意思決定機関として取締役会を月1回以上開催し、各取締役より計画提案、執行報告等の業務報告を受けて、その内容を審議・確認・統制し、その検討資料とともに議事録を作成して保管しております。

法令・定款への適合が判断しにくい場合には、顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等に事前に相談し、適正な判断や意思決定を確保しております。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務執行については、毎月開催の取締役会にて経過報告、財務報告等を行い、業務執行の状況を把握できる体制を構築し、子会社に対し必要な指示、助言、指導を行い、業務の適正を確保しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役の協議により決定することとしております。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とすることとしております。
- ⑧ 監査役への報告体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告することとしております。
監査役は、監査役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとしております。
また、監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図っております。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システムに関する取り組み
当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。
- ② リスク管理に関する取り組み
法的規制等のリスクについては、総務人事部が主体となって管理しており、必要に応じて顧問弁護士等のアドバイスを受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行っております。
損失の危機の管理については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を社内に設置し、定期的に当社グループが抱える諸リスクの審議を行っております。
また、社内に「個人情報保護推進委員会」を設置し、情報の適正な管理の推進を図り、個人情報の保護に向けた取り組みを行っております。さらに、「個人情報保護コンプライアンス・プログラム」を策定、実施し、継続的に改善してまいります。

③ 内部監査に関する取り組み

当社の内部監査部門による当社内各部門及び子会社への内部監査を実施いたしました。

④ 監査役への情報提供への取り組み

当社の内部監査部門の担当者は、毎月開催されている監査役会に出席し、内部監査年度計画に沿って実施した監査結果、日次監査事項での問題点、及び臨店状況等を報告しております。

また、当社では代表取締役と監査役との情報共有、意見交換を目的とした会議を定期的
に開催しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、四捨五入しております。)

第49期連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 8,886,768 | 流 動 負 債 | 6,572,616 |
| 現金及び預金 | 3,574,791 | 買掛金 | 161,138 |
| 売掛金 | 17,044 | 短期借入金 | 250,000 |
| 割賦売掛金 | 3,094,086 | リース債務 | 4,645 |
| 商品及び製品 | 1,446,107 | 未払法人税等 | 82,273 |
| 原材料及び貯蔵品 | 22,804 | 前受金 | 1,357,826 |
| 前払費用 | 639,522 | 預り金 | 3,462,019 |
| その他 | 92,412 | 賞与引当金 | 155,000 |
| | | 販売促進引当金 | 99,160 |
| | | 割賦未実現利益 | 458,380 |
| 固 定 資 産 | 3,286,638 | 資産除去債務 | 26,185 |
| 有形固定資産 | 138,364 | その他 | 515,985 |
| 建物 | 66,295 | 固 定 負 債 | 258,614 |
| 土地 | 4,000 | リース債務 | 8,306 |
| その他 | 68,069 | 資産除去債務 | 245,349 |
| 無形固定資産 | 49,596 | 繰延税金負債 | 4,957 |
| 投資その他の資産 | 3,098,676 | 負 債 合 計 | 6,831,230 |
| 投資有価証券 | 278,172 | 純 資 産 の 部 | |
| 差入保証金 | 2,052,850 | 株 主 資 本 | 5,363,508 |
| 敷金及び保証金 | 758,070 | 資本金 | 1,215,949 |
| 繰延税金資産 | 2,908 | 資本剰余金 | 1,708,256 |
| その他 | 6,675 | 利益剰余金 | 5,744,479 |
| | | 自己株式 | △3,305,176 |
| | | その他の包括利益累計額 | △21,331 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △21,331 |
| | | 純 資 産 合 計 | 5,342,176 |
| 資 産 合 計 | 12,173,406 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 12,173,406 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第49期連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------------------------------|---------|------------------|
| 売 上 高 | | 10,514,143 |
| 売 上 原 価 | | 3,984,131 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,530,012 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 6,907,834 |
| 営 業 損 失 | | 377,821 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 305 | |
| 受 取 配 当 金 | 2,221 | |
| 信 販 取 次 手 数 料 | 91,187 | |
| 雑 収 入 | 18,808 | 112,523 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,641 | |
| 雑 損 失 | 2,712 | 4,354 |
| 経 常 損 失 | | 269,652 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 3,581 | 3,581 |
| 特 別 損 失 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1,991 | |
| 減 損 損 失 | 112,149 | 114,140 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | | 380,211 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 48,113 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △8,069 |
| 当 期 純 損 失 | | 420,255 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | 420,255 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第49期連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | その他の包括 利益累計額 | 純資産合計 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,215,949 | 1,708,256 | 6,315,791 | △3,335,712 | 5,904,284 | 4,683 | 5,908,968 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △131,528 | | △131,528 | | △131,528 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 | | | △420,255 | | △420,255 | | △420,255 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △43 | △43 | | △43 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | △19,527 | 30,578 | 11,051 | | 11,051 |
| 株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額) | | | | | | △26,015 | △26,015 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | - | - | △571,312 | 30,535 | △540,776 | △26,015 | △566,791 |
| 当 期 末 残 高 | 1,215,949 | 1,708,256 | 5,744,479 | △3,305,176 | 5,363,508 | △21,331 | 5,342,176 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第49期貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 6,680,393 | 流動負債 | 2,715,500 |
| 現金及び預金 | 1,827,378 | 買掛金 | 161,138 |
| 売掛金 | 17,044 | 短期借入金 | 250,000 |
| 割賦売掛金 | 3,094,086 | リース債務 | 4,645 |
| 商品及び製品 | 1,446,107 | 未払金 | 417,506 |
| 原材料及び貯蔵品 | 21,962 | 未払費用 | 29,772 |
| 前払費用 | 218,358 | 未払法人税等 | 76,014 |
| その他 | 55,455 | 未払消費税等 | 69,020 |
| | | 前受金 | 936,843 |
| | | 預り金 | 31,833 |
| | | 賞与引当金 | 155,000 |
| | | 販売促進引当金 | 99,160 |
| | | 割賦未実現利益 | 458,380 |
| | | 資産除去債務 | 26,185 |
| 固定資産 | 1,190,589 | 固定負債 | 258,614 |
| 有形固定資産 | 138,364 | リース債務 | 8,306 |
| 建物 | 66,295 | 繰延税金負債 | 4,957 |
| 工具器具及び備品 | 56,711 | 資産除去債務 | 245,349 |
| 土地 | 4,000 | | |
| その他 | 11,357 | 負債合計 | 2,974,114 |
| 無形固定資産 | 49,596 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 49,596 | 株主資本 | 4,896,869 |
| 投資その他の資産 | 1,002,628 | 資本金 | 1,215,949 |
| 投資有価証券 | 1,242 | 資本剰余金 | 1,547,963 |
| 関係会社株式 | 236,640 | 資本準備金 | 1,547,963 |
| 長期前払費用 | 6,638 | 利益剰余金 | 5,438,133 |
| 敷金及び保証金 | 758,070 | 利益準備金 | 275,125 |
| その他 | 37 | その他利益剰余金 | 5,163,008 |
| | | 別途積立金 | 3,000,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,163,008 |
| | | 自己株式 | △3,305,176 |
| | | 純資産合計 | 4,896,869 |
| 資産合計 | 7,870,983 | 負債・純資産合計 | 7,870,983 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第49期損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------|------------------|
| 売 上 高 | | 10,566,591 |
| 売 上 原 価 | | 3,984,131 |
| 売 上 総 利 益 | | 6,582,460 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 7,006,339 |
| 営 業 損 失 | | 423,879 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 17 | |
| 受 取 配 当 金 | 152,321 | |
| 受 取 事 務 代 行 手 数 料 | 13,366 | |
| 信 販 取 次 手 数 料 | 91,187 | |
| 雑 収 入 | 18,808 | 275,700 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 499 | |
| 雑 損 失 | 2,590 | 3,089 |
| 経 常 損 失 | | 151,268 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 3,581 | 3,581 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 112,149 | 112,149 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | 259,836 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 37,815 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △8,196 |
| 当 期 純 損 失 | | 289,455 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第49期株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|--------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,215,949 | 1,547,963 | 1,547,963 | 275,125 | 3,000,000 | 2,603,520 | 5,878,645 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △131,528 | △131,528 |
| 当 期 純 損 失 | | | | | | △289,455 | △289,455 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | △19,527 | △19,527 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中 の変 動 額 (純 額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - | - | △440,511 | △440,511 |
| 当 期 末 残 高 | 1,215,949 | 1,547,963 | 1,547,963 | 275,125 | 3,000,000 | 2,163,008 | 5,438,133 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------------------|------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評 価 差 額 金 | |
| 当 期 首 残 高 | △3,335,712 | 5,306,845 | 4,736 | 5,311,581 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △131,528 | | △131,528 |
| 当 期 純 損 失 | | △289,455 | | △289,455 |
| 自己株式の取得 | △43 | △43 | | △43 |
| 自己株式の処分 | 30,578 | 11,051 | | 11,051 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中 の変 動 額 (純 額) | | | △4,736 | △4,736 |
| 事業年度中の変動額合計 | 30,535 | △409,976 | △4,736 | △414,712 |
| 当 期 末 残 高 | △3,305,176 | 4,896,869 | - | 4,896,869 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

京都きもの友禅株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉川 高史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京都きもの友禅株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京都きもの友禅株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

京都きもの友禅株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京都きもの友禅株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

京都きもの友禅株式会社 監査役会

常勤監査役 有川 勉 ㊟

監査役 岩片 古志郎 ㊟

監査役 辻 友崇 ㊟

(注) 監査役有川勉、岩片古志郎及び辻友崇は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、経営の効率化により収益の向上を図り、その結果としての利益配分に関しては、将来の資金需要を勘案しながら、株主還元として安定的・継続的な配当を行うことを重視しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境及び事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額35,924,583円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

自己株式消却など、資本政策の選択の幅を確保するため、これに備えて別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金への振替を実施いたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 3,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金1,547,963,458円のうち1,243,963,458円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2020年8月4日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社グループ事業の現状に適応するため、第2条（目的）を一部修正するものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第41条として新設するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〈条文省略〉 (目的)</p> <p>第2条 〈条文省略〉</p> <ol style="list-style-type: none">1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸及び輸出入2. <u>貴金属、貴石、半貴石、真珠及びこれらの製品、ガラス製品、ベッコウ製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品、七宝製品の販売、加工、賃貸及び輸出入</u>3. <u>毛皮製品、皮革製品、履物、服飾雑貨、時計、小間物の販売、加工、賃貸及び輸出入</u>4. <u>家具、室内インテリア製品、美術工芸品、書籍の販売、加工、賃貸及び輸出入</u>5. <u>化粧品の販売及び輸出入</u>6. <u>前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋並びに割賦販売</u>7. ～16. 〈条文省略〉17. <u>医療器具、衛生用品の販売及び輸出入</u>18. <u>不織布を原材料とする磁気、電磁波の防護製品の販売及び輸出入</u>19. ～21. 〈条文省略〉 | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〈現行どおり〉 (目的)</p> <p>第2条 〈現行どおり〉</p> <ol style="list-style-type: none">1. 呉服、和装品、洋服、洋装品、寝装具、寝具、その他関連する衣料用繊維製品の製造、販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入2. <u>貴金属、貴石、半貴石、真珠、装身具、毛皮製品、皮革製品、履物、服飾雑貨、家具、室内インテリア製品、美術工芸品、書籍の販売、加工、賃貸、保管、管理及び輸出入</u> 〈削 除〉 〈削 除〉3. <u>化粧品、医療器具、健康機器、美容機器、衛生用品、磁気・電磁波の防護製品の販売及び輸出入</u>4. <u>前各号に掲げる各製品の割賦購入斡旋及び割賦販売</u>5. ～14. 〈現行どおり〉15. <u>写真撮影業及び写真スタジオの経営</u> 〈削 除〉16. ～18. 〈現行どおり〉 |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第3条 〈条文省略〉 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条 〈条文省略〉 第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 〈条文省略〉 第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 〈条文省略〉 (議決権の代理行使)</p> <p>第18条 〈条文省略〉 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第20条 〈条文省略〉</p> | <p>第3条 〈現行どおり〉 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 〈現行どおり〉 第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 〈現行どおり〉 第3章 株主総会</p> <p>第14条～第17条 〈現行どおり〉 (議決権の代理行使)</p> <p>第18条 〈現行どおり〉 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第20条 〈現行どおり〉</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p data-bbox="263 163 639 193">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="178 204 359 234">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="160 244 739 314">第21条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="399 364 503 394">〈新設〉</p> <p data-bbox="178 450 414 480">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="160 491 739 560">第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="247 610 427 641">2 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="247 651 427 681">3 〈条文省略〉</p> <p data-bbox="178 692 359 722">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="160 733 739 884">第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="399 934 503 964">〈新設〉</p> <p data-bbox="399 1096 503 1126">〈新設〉</p> | <p data-bbox="866 163 1242 193">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="781 204 963 234">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="763 244 1342 355">第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="848 365 1342 435">2 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="781 450 1017 480">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="763 491 1342 601">第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="848 610 1058 641">2 〈現行どおり〉</p> <p data-bbox="848 651 1058 681">3 〈現行どおり〉</p> <p data-bbox="781 692 963 722">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="763 733 1342 925">第23条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="848 935 1342 1087">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="848 1097 1342 1289">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p data-bbox="399 122 506 152">現行定款</p> <p data-bbox="399 163 503 193">〈新 設〉</p> <p data-bbox="178 405 387 435">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="160 444 740 591">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="178 689 520 719">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="160 728 740 799">第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="246 890 740 1037">2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="160 1140 455 1170">第26条 〈条文省略〉</p> | <p data-bbox="1010 122 1097 152">変更案</p> <p data-bbox="848 163 1347 394">4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="783 405 991 435">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="765 444 1345 666">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="783 689 1124 719">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="765 728 1345 875">第25条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="848 890 1347 1112">2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="765 1140 1087 1170">第26条 〈現行どおり〉</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新 設〉</p> <p>第28条 〈条文省略〉</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 〈現行どおり〉</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第30条～第31条 <u>〈条文省略〉</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p>第31条～第32条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> <p>〈削 除〉</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|-------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>〈削除〉</p> |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | <p>〈削除〉</p> |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p> | <p>〈削除〉</p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | <p>〈削除〉</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------|---|
| <p>〈新 設〉</p> | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p> |
| <p>〈新 設〉</p> | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> |
| <p>〈新 設〉</p> | <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> | <p>第6章 会計監査人</p> |
| <p>(選任方法)</p> | <p>(会計監査人の選任方法)</p> |
| <p>第42条 〈条文省略〉</p> | <p>第38条 〈現行どおり〉</p> |
| <p>(任期)</p> | <p>(会計監査人の任期)</p> |
| <p>第43条 〈条文省略〉</p> | <p>第39条 〈現行どおり〉</p> |
| <p>第7章 計 算</p> | <p>第7章 計 算</p> |
| <p>第44条 〈条文省略〉</p> | <p>第40条 〈現行どおり〉</p> |
| <p>〈新 設〉</p> | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第41条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 〈条文省略〉</p> <p style="padding-left: 40px;">〈新 設〉</p> <p style="padding-left: 40px;">〈新 設〉</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第47条 〈条文省略〉</p> <p style="padding-left: 40px;">〈新 設〉</p> <p style="padding-left: 40px;">〈新 設〉</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 〈現行どおり〉</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈削 除〉</p> <p>第43条 〈現行どおり〉</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>当社は、第49期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行しますので、取締役全員（7名）は、当該時点で任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|---|------------|
| 1 | はっとり まさちか 服部 雅親 (1959年11月29日生) | 1982年4月 かざん(株)入社 1990年9月 (有)西日本和裁 (現(株)プルミエール) 入社 1995年12月 当社入社 2003年6月 営業三部長就任 2005年6月 取締役営業三部長就任 2007年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 2007年6月 当社専務取締役営業本部長就任 2010年6月 代表取締役専務営業本部長就任 2011年5月 (株)京都きもの友禅友の会代表取締役社長就任 (現任) 2011年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任 2013年4月 代表取締役社長就任 2015年6月 代表取締役社長兼管理本部長就任 2017年5月 代表取締役社長兼営業本部長就任 2019年6月 代表取締役社長就任 2019年10月 代表取締役社長マーケティング本部長就任 (現任) | 15,800株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---|------------|
| 2 | かすや しんいち 粕谷 進一 (1971年1月14日生) | <p>1998年3月 (株)レントラックジャパン (現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)) 入社</p> <p>2007年3月 (株)TSUTAYA (現 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)) 取締役管理本部長</p> <p>2009年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CSO (株)カカクコム社外取締役</p> <p>2010年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)取締役CFO</p> <p>2010年6月 (株)アイ・エム・ジェイ取締役</p> <p>2011年3月 (株)オプト (現 (株)オプトホールディング) 社外取締役</p> <p>2013年4月 (株)力の源カンパニー (現 (株)力の源ホールディングス) 入社 取締役CSO</p> <p>2016年4月 (株)力の源パートナーズ代表取締役社長 (株)力の源ホールディングス取締役CFO兼財務・経理本部長</p> <p>2016年10月 同上 取締役CFO兼経営管理本部長</p> <p>2016年11月 (株)渡辺製麺取締役</p> <p>2017年6月 (株)力の源ホールディングス常務取締役CFO</p> <p>2019年4月 (株)渡辺製麺代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年6月 当社取締役管理本部長就任</p> <p>2019年10月 専務取締役経営管理本部長就任 (現任)</p> <p>2020年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)</p> | 74,500株 |
| 3 | はしもと かずゆき 橋本 和之 (1977年2月5日生) | <p>2000年3月 当社入社</p> <p>2010年4月 営業一部長就任</p> <p>2013年4月 営業副本部長兼営業一部長就任</p> <p>2013年6月 取締役営業副本部長兼営業一部長就任</p> <p>2015年4月 取締役営業副本部長兼営業一部長兼営業二部長就任</p> <p>2017年5月 取締役営業部長就任</p> <p>2019年5月 (株)京都きもの友禅友の会取締役就任 (現任)</p> <p>2019年6月 当社常務取締役営業本部長就任 (現任)</p> | 11,800株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--|------------|
| 4 | 橋本 泰 (1967年12月3日生) | <p>1990年4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほフィナンシャルグループ) 入行</p> <p>2003年3月 (株)ベーシックキャピタルマネジメント出向</p> <p>2007年9月 オリナス キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテッド エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>2009年7月 同上 日本における代表者</p> <p>2010年6月 当社社外取締役就任</p> <p>2014年6月 同上 退任 (株)海外需要開拓支援機構執行役員</p> <p>2018年6月 当社社外取締役就任 (現任)</p> <p>2018年7月 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員就任 (現任)</p> | — |

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者橋本泰氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 服部雅親氏は、2011年6月に代表取締役社長に就任して以来、9年間にわたり当社グループの事業展開を推進し、当社グループの成長に貢献してまいりました。和装事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。
4. 粕谷進一氏は、2019年6月に当社取締役に就任して以来、経営戦略、財務等に関する豊富な経験と高い専門性を活かし、当社グループの安定的な財務基盤の構築と持続的な成長戦略の実現に多大なる成果をあげております。同氏の経営戦略、財務等に関する経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。
5. 橋本和之氏は、2013年6月に当社取締役に就任して以来、当社の営業戦略の実行に多大なる成果をあげております。同氏の営業戦略に関する豊富な経験と知識は、当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。
6. 橋本泰氏は、投資業務を通じて培ってきた知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2010年6月より4年間、2018年6月より2年間、当社社外取締役を務めております。
7. 当社は、橋本泰氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|--|------------|
| 1 | <p>新任 ありかわ つとむ 有川 勉 (1955年4月18日生)</p> | <p>1981年4月 (株)東京オールスタイル入社 1989年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年8月 公認会計士登録 2009年7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2017年11月 有川公認会計士事務所開業 (株)スペースエージェンシー(非常勤) 顧問 2018年6月 (株)コア社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 (株)京都さもの友禅友の会監査役(現任) 2019年6月 当社社外監査役就任(現任)</p> | — |
| 2 | <p>新任 つじ ともたか 辻 友崇 (1972年2月23日生)</p> | <p>1997年10月 中央監査法人入所 2000年4月 公認会計士登録 2007年8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2010年10月 同上 退所 2011年7月 常和ホールディングス(株)(現 ユニゾホールディングス(株)) 入社 2016年5月 同上 経理部長 2019年1月 同上 退社 2019年6月 当社社外監査役就任(現任)</p> | — |
| 3 | <p>新任 ほそかわ だいすけ 細川 大輔 (1974年10月27日生)</p> | <p>2001年10月 弁護士登録 2007年5月 細川大輔法律事務所開設</p> | — |

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 有川勉氏は、公認会計士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しており、監査等委員である社

外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2019年6月より1年間当社社外監査役を務めております。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4. 辻友崇氏は、公認会計士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、2019年6月より1年間当社社外監査役を務めております。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 細川大輔氏は、弁護士としての専門的知見並びに豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 本議案が原案どおり承認可決された場合は、当社は有川勉、辻友崇、細川大輔の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件とし、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------|---|------------|
| でぐち けいたろう 出口 桂太郎 (1963年4月27日生) | 1990年10月 三優監査法人入所 1994年3月 公認会計士登録 2001年3月 (株)ユーラシア旅行社 取締役管理部長就任 2005年2月 税理士登録 2020年1月 公認会計士出口桂太郎事務所開業 | — |

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 出口桂太郎氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 出口桂太郎氏は、公認会計士及び税理士であり、会計の専門家としての豊富な経験及び経営に関する高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考え、選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認可決され、出口桂太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は同氏が社外取締役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1993年7月15日開催の第22期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額200百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は7名（うち、社外取締役3名）であります。第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、その職責、員数、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社は、2019年6月27日開催の第48期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額15百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付き株式の報酬に関する定めを廃止し、改めて第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定につき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額15百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付き株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案通り承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は

年60,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生すること及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」が原案どおり承認されることを条件として、生じるものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当

な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

<× 毛 欄>

株主総会会場ご案内図

場所 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル東京 2階「ザ・グリーンホール」

(会場・開始時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようにご注意ください。)



交通のご案内

| | | |
|--|-------------------------------|-------------------------|
| 馬喰横山駅 (都営新宿線)・ 馬喰町駅 (JR 総武快速線)・ 東日本橋駅 (都営浅草線) より | 人形町駅 (東京メトロ日比谷線・ 都営浅草線) より | 小伝馬町駅 (東京メトロ日比谷線) より |
|--|-------------------------------|-------------------------|

| | | |
|-------------------------|---------------|--------------|
| 地下道通って A 3 出口より徒歩 3分 | A 4 出口より徒歩 5分 | 1 番出口より徒歩 4分 |
|-------------------------|---------------|--------------|

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。